



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 9 月 24 日（木曜日） 第 748 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 地方税共同機構が行う特定収納事務について……（会計課） 1
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている
区域の指定（2 件）……（環境管理課） 1
○保安林の指定予定……（自然環境課） 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……（ ” ） 2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

頁

- 人不明について……（自然環境課） 2
○道路の区域の変更（3 件）……（道路保全課） 2
○道路の供用の開始（3 件）……（ ” ） 3
○道路の占用を制限する区域の指定（3 件）……（ ” ） 3

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出（2 件）……（団体指導検査課） 4
○土地改良区の役員の退任の届出……（ ” ） 5

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示…… 5

告 示

宮崎県告示第 665号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和 8 年 9 月 24 日
- 2 特定収納事務に係る歳入等
使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入及び諸収入並びに歳入歳出外現金のうち、納入通知書等により徴収するものであって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第1項に規定する方法により納付される歳入等（宮崎県財務会計システム以外の個別システムから出力した納入通知書等により徴収する歳入等を除く。）

宮崎県告示第 666号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 要措置区域
別図のとおり（延岡市中川原町五丁目5650番3の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

宮崎県告示第 667号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 形質変更時要届出区域
別図のとおり（延岡市中川原町五丁目5650番3の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

宮崎県告示第 668号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字浅藪 1716-5、1716-15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 669号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東諸郡綾町大字入野字池ノ尻1853、1854、字畑前2004
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 670号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和8年宮崎県告示第593号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する三股町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
三股町役場
盛田清隆、盛田隆二、盛田霧子、平田繁、栗野博美、和田藤雄
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年宮崎県告示第 593号によること。

宮崎県告示第 671号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 140から同郡同村同大字同字1040番 140まで	旧	8.3～ 11.5	74.2
				新	10.5～ 47.5	74.2

宮崎県告示第 672号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字都井字匏園4841番2地先から同市同大字同字4892番2地先まで	旧	10.0～ 26.9	405.0
				新	15.7～ 67.0	463.5

宮崎県告示第 673号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
43	県道	北川北浦線	延岡市北浦町三川内字向ノ原4914番1地先から同市同町三川内字走り水4906番7地先まで	旧	9.4～ 34.5	498.3
				新	14.0～ 64.4	498.3

宮崎県告示第 674号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 140から同郡同村同大字同字1040番 140まで	令和8年9月24日

宮崎県告示第 675号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字都井字匏園4899番2地先から同市同大字同字4892番2地先まで	令和8年9月24日

宮崎県告示第 676号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山	都城市下水	令和8年9月24日

田線	流町 378番 8地先から 同市同町 3 34番1地先 まで
----	--

宮崎県告示第 677号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 140から同郡同村同大字同字1040番 140まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月9日

宮崎県告示第 678号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	串間市大字都井字匏園4899番2地先から同市同大字同字4892番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月9日

宮崎県告示第 679号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高城山田線	都城市下水流町 378番 8 地先から同市同町 334番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月9日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地 2
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	橋 口 伸 文	日向市美々津町1272番地 4
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地 1
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8
理 事	植 野 栄 二	日向市東郷町山陰甲 591番地
理 事	橋 口 二 好	日向市美々津町 263番地
理 事	黒 木 剛 輝	日向市美々津町1328番地

監 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
監 事	黒 木 博	日向市美々津町1751番地
監 事	黒 木 美 徳	日向市美々津町1356番地ロ
監 事	海 野 善 文	日向市東郷町山陰甲 167番地 1

（任期：令和10年6月29日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地 2
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	橋 口 伸 文	日向市美々津町1272番地 4
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	黒 木 剛 輝	日向市美々津町1328番地
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地 1
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地 8
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
監 事	黒 木 博	日向市美々津町1751番地
監 事	黒 木 美 徳	日向市美々津町1356番地ロ
監 事	海 野 善 文	日向市東郷町山陰甲 167番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、鶴毛・杣木土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 葉 他 人	日向市大字平岩4069番地 110
理 事	川 野 國 敏	日向市大字平岩3216番地
理 事	松 葉 勇 光	日向市大字平岩4553番地の 1

理 事	黒 木 和 男	日向市大字平岩4605番地 2
理 事	松 葉 高 美	日向市大字平岩4550番地のイ
理 事	松 葉 益 夫	日向市大字平岩4520番地イ
理 事	新 名 正 文	日向市大字平岩4929番地
理 事	川 野 榮	日向市大字平岩3160番地
理 事	安 藤 久 三	日向市大字平岩 257番地
理 事	溝 口 秀 樹	日向市大字平岩3211番地 3
理 事	甲 斐 光 幸	日向市大字平岩1581番地 1
監 事	糸 平 正 志	日向市大字平岩4506番地 3
監 事	黒 木 寶	日向市大字平岩3241番地

（任期：令和12年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 葉 他 人	日向市大字平岩4069番地 110
理 事	川 野 國 敏	日向市大字平岩3216番地
理 事	松 葉 勇 光	日向市大字平岩4553番地の 1
理 事	黒 木 和 男	日向市大字平岩4605番地 2
理 事	松 葉 高 美	日向市大字平岩4550番地のイ
理 事	松 葉 益 夫	日向市大字平岩4520番地イ
理 事	新 名 正 文	日向市大字平岩4929番地
理 事	川 野 榮	日向市大字平岩3160番地
理 事	安 藤 久 三	日向市大字平岩 257番地
理 事	溝 口 秀 樹	日向市大字平岩3211番地 3
理 事	甲 斐 光 幸	日向市大字平岩1581番地 1
監 事	糸 平 正 志	日向市大字平岩4506番地 3
監 事	黒 木 寶	日向市大字平岩3241番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の退任について次のとおり

届出があった。

令和8年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	白 尾 道 弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地 2

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 176号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、当委員会が行った次に掲げる指示は、令和8年9月24日をもって廃止する。

令和8年9月24日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 安 本 潤 一

1 コウライオヤニラミの取扱いに関する委員会指示

令和8年5月28日付け第 174号

--	--